

## さいたま市文化芸術活動支援「つながろうさいたまアートプロジェクト」募集要項

### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術活動の中止・延期等を余儀なくされた市内の文化芸術の担い手等を支援するとともに、市民が文化芸術を気軽に鑑賞できる機会を提供することを目的とします。

### 2. 概要

市内に活動の本拠を持ち、主として市内在住者で組織する文化芸術団体又は市内に在住若しくは市内で活動する個人を対象に、文化芸術の動画作品を募集し、審査により市の公式 YouTube 等で配信することを決定した動画作品に対して、奨励金を交付します。

### 3. 応募対象者 次の条件の全てに当てはまる団体又は個人とします。

- (1) ①市内に活動の本拠を持ち、主として市内在住者で組織する文化芸術団体※  
②市内に在住又は市内で活動する個人
- (2) 令和2年7月26日以前の過去1年間に、市内で文化芸術活動を行った実績がある  
(出演料等活動に対する対価の支払いが行われているものに限る。)
- (3) 出演・展示予定だったイベントが中止されるなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたことがある。

※「主として市内在住者で組織する文化芸術団体」とは、(i) 団体の構成員の半数以上が市内在住者である又は (ii) 当該団体が県単位で組織される等上位団体の下に複数の下部団体がある場合に、当該団体の全構成員のうち市内在住者の占める割合が一番高いことを指します。

#### <応募の資格がない団体・個人>

- (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 役員（代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。）のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
- (4) 本事業に重複して応募した団体又は個人（本事業に応募した個人が、別の団体の構成員となり、当該団体が本事業に応募した場合も重複応募とみなします。）
- (5) 国若しくは地方公共団体の職員又は国若しくは地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している団体に所属している職員で常勤の職にある者
- (6) その他市長が適当でないと認めるもの

#### 4. 対象となる分野・職種

##### (1) 分野

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映像、伝統芸能等（分野横断的な取組も可）  
※文化芸術基本法第8条から第12条までに規定する分野

##### (2) 職種

上記「3. 応募対象者」に掲げる条件を全て満たす団体又は個人であれば、職種は問いません。

#### 5. 募集作品数 50件

#### 6. 対象作品

(1) 上記「3. 応募対象者」に掲げる条件を全て満たした団体又は個人が制作する未発表の動画（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り3密を避けて制作してください）。既存の映像作品でも未発表のものは対象とします。

(2) 30秒以上5分以内の動画作品

(3) 本事業の名称「つながろうさいたまアートプロジェクト」を動画の中のどこかで表現していただくようお願いします（動画作品の本編中で表現していれば、表現の方法は問いません。）。

#### 【参考：作品のイメージ例】

- ・パフォーマンス全般（音楽演奏、演劇、合唱、朗読、ダンス等）
- ・美術等のライブ制作を撮影した作品
- ・絵画、写真等のスライドショー
- ・アニメーションやドキュメンタリー等の短編映像
- ・作品についての紹介・解説

※あくまで例ですので、上記の内容に限定するものではありません。

※静止画を集めて動画作品とした場合や、過去に制作・公表した作品の一部を加工して編集した場合も可とします。

※著作権等権利関係の許諾等の手続きについては、応募者でご対応ください。

なお、映像作品の配信は動画共有サービス「YouTube」を利用します。YouTubeでは、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）とJASRAC管理楽曲に関する包括的な利用許諾契約を締結しています。詳細については、YouTubeにご確認ください。

<対象とならない作品 >

- (1) 応募者以外の作品を無断で利用する等、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- (2) 特定の企業等の宣伝又は特定の商品の宣伝・販売活動を主な目的とするもの
- (3) 制作物等の販売活動を主な目的とするもの
- (4) 特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの
- (5) 寄付やその勧誘を主な目的とするもの
- (6) 宗教的又は政治的な宣伝・主張が含まれるもの
- (7) 児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチ、応募者名等を偽った応募等公序良俗に反するもの
- (8) 日本国憲法、法律、政令、条例等の法令に違反するもの
- (9) 本市の交付する他の補助金等を受けて実施する事業又は当該事業の動画化作品

## 7. 提出書類及び期間

### (1) 提出書類

※書類又は書類データのみでの提出となります。この段階で動画作品は提出できません。

#### ア 応募書類一式（所定様式、市ホームページよりダウンロード可※）

- ・ 申請書（様式第1号）
- ・ 企画書（様式第2号）

#### ※上記書類データのダウンロード先

さいたま市ホームページ <https://www.city.saitama.jp/004/005/005/p074522.html>

#### イ 申請者に関する資料（様式自由）

- ・ 直近1年間（令和2年7月26日以前の過去1年間）の市内での活動実績に関するチラシ、パンフレット、写真等
- ・ 上記活動に対し対価の支払いがされたことを示す資料
- ・ 出演・展示予定だったイベントの中止等、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事実がわかる資料

#### ウ 企画内容補足資料（提出は任意、様式自由、）

#### 【申請者が団体の場合は下記も提出】

- ・ 団体の構成員（会員）名簿
- ・ 団体の規約又は会則等

## (2) 提出期間

令和2年7月27日(月)～8月10日(祝月)

※郵送の場合は締切日の消印有効

※応募状況により、早期に募集終了となる場合があります。

※応募者多数の場合、提出書類の審査対象者を抽選により決定する場合があります。

## 8. 応募方法

(1) 「7- (1) 提出書類」に記載する書類及び資料を、「7- (2) 提出期間」内に電子メール又は郵送で提出してください。

(2) 電子メールで送付する場合は、件名を「つながろうさいたまアートプロジェクト応募」と記載して、書類等データを添付の上、下記のアドレスに送信してください。郵送する場合は、書類等一式を下記の住所に送付してください。

### 【応募書類提出先】

(Eメール) artproject@city.saitama.lg.jp

(郵送) 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市 文化振興課「つながろうさいたまアートプロジェクト」担当あて

※メールを送信してから数日経っても自動応答返信が無い場合は、お問合せください  
(電話番号等は、要項7ページ記載の「15. 問合せ先」参照)。

※メールの受信容量は1通あたり10MBまでです。10MBを超える場合は、1回あたりの送信データを制限容量内に分割し、複数回に分けて送信してください。

※動画作品は応募書類提出後、書類審査を通過した方のみ制作していただきますので、今回の応募に際し動画作品を提出しないでください。上記メールアドレスには、動画作品のデータを送信しないようお願いいたします。

※本市はセキュリティ対策としてメールの無害化を行っているため、添付ファイルの容量が数倍程度肥大化することがあり、受信容量制限でメールが届かないことがあります。また、メールの無害化に1～2時間かかる場合があります、タイムアウトで添付ファイルが削除されることがあります。締切期間内に確実に提出できるよう余裕を持ってメールを送信してください。

(3) 直近1年間の市内での文化芸術活動の実績(出演料等活動に対する対価の支払いが行われているものに限る。)については、申請書に実績を記載していただくほか、当該活動に関するチラシやパンフレット、対価支払いの事実を示す資料等を併せてご提出ください。

- (4) 出演・展示予定だったイベントが中止されるなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたことについては、申請書に概要を記載していただくほか、これらの事実がわかる資料（例：自身が出演予定だったイベントの開催案内及び当該イベントが新型コロナウイルスの影響により中止となった事実が分かる資料）等を併せて提出してください。
- (5) 上記(3)(4)の資料について、電子メールで送付する場合は、必要に応じて、資料をPDF化する等して提出してください。郵送の場合は、資料をコピーしたものを提出してください。
- (6) 書類審査を通過した方に、企画書に基づき動画作品を制作していただきます。制作した動画作品及び実績報告書を本市に提出いただき、本市で動画作品の内容を確認し、ウェブ上で配信します。その後、市から送付する奨励金交付請求書に必要事項を記入の上、提出いただき、奨励金を交付します（要項8ページの〈手続きの流れ〉参照）。なお、本事業への応募に当たっては、この募集要項のほか、さいたま市文化芸術活動支援「つながろうさいたまアートプロジェクト」応募規約（要項9ページ参照）をお読みいただき、同意の上でご応募ください。

#### <応募時の注意点>

- ・ 団体、個人ともに本事業への応募は1回に限ります。
- ・ 重複応募した場合は審査対象から除外します（本事業に応募した個人が、別の団体の構成員となり、当該団体が本事業に応募した場合も重複応募とみなします。）。
- ・ 団体で応募する場合は、代表者名義で提出書類を作成し提出してください。

## 9. 審査及び通知

### (1) 企画審査

応募のあった企画については本募集要項、応募規約に基づき、主に以下の観点から審査を行います。審査にあたり内容の確認のため問合せをさせていただく場合がありますのでご了承ください。

ア 本事業の名称「つながろうさいたまアートプロジェクト」が作品中に表示されているか（企画書に、作品の中でどのように表示するかをご記入ください。）。

イ さいたま市の文化芸術の振興に寄与することが期待できる企画内容か。

ウ「3密」を回避する等感染拡大防止に配慮し、确实・適切に実施できる企画内容か。

エ 広く市民が楽しめる企画内容か。

(2) 審査結果

全ての応募者に対して、8月末頃に郵送にて通知いたします。なお、審査内容について問合せいただいてもお答えすることができません。

10. 採択された企画の動画作品制作

(1) 提出方法等

ア 提出方法

作品の提出方法は、審査結果通知の際、採用者に個別に連絡いたします。

イ 提出期限

審査結果通知発送後、原則1か月以内に映像作品を提出していただきます。やむを得ず提出までに1か月以上を要する場合は、事前にご相談ください。

(2) 動画作品制作上の注意点

ア 制作時は3密を避け、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めてください。

イ 映像作品の配信はYouTubeのサービスを利用します。下記のファイル形式にてご準備ください。

【ファイル形式】「.MP4」「.WMV」

【参考】

- ・ YouTube でサポートされているファイル形式  
<https://support.google.com/youtube/troubleshooter/2888402>
- ・ 動画と音声の形式設定の仕様  
<https://support.google.com/youtube/answer/4603579>
- ・ 動画の解像度とアスペクト比  
<https://support.google.com/youtube/answer/6375112>
- ・ アップロードする動画におすすめのエンコード設定  
<https://support.google.com/youtube/answer/1722171>
- ・ YouTube 利用規約  
<https://www.youtube.com/static?template=terms>

ウ 本事業の名称「つながろうさいたまアートプロジェクト」を動画の中のどこかで表現していただくようお願いします（動画作品の本編中で表現していれば、表現の方法は問いません。）。

(3) 企画内容の変更及び中止

やむを得ない事情により、応募書類提出後に内容やグループ構成員を変更する場合や企画を中止する場合等は、速やかに事務局まで連絡してください。

#### 1 1. 動画作品の確認及び配信

動画作品の提出後内容を確認し、作品を市の公式 YouTube 等で配信します。本募集要項、応募規約等に違反する事項が確認された場合は、配信は行いません。

#### 1 2. 奨励金の交付

##### (1) 手続き

動画作品の確認後、奨励金交付請求書を提出していただきます。

※奨励金の交付請求書は、動画作品の確認結果を連絡する際に郵送いたします。

##### (2) 金額 1 作品につき 10 万円

※本事業で交付する奨励金は、課税所得として扱われます。

##### (3) 交付方法

奨励金交付請求書に記載いただいた口座にお支払いいたします。なお団体での応募の場合、代表者の口座にお支払いいたします。

#### 1 3. 問合せ先

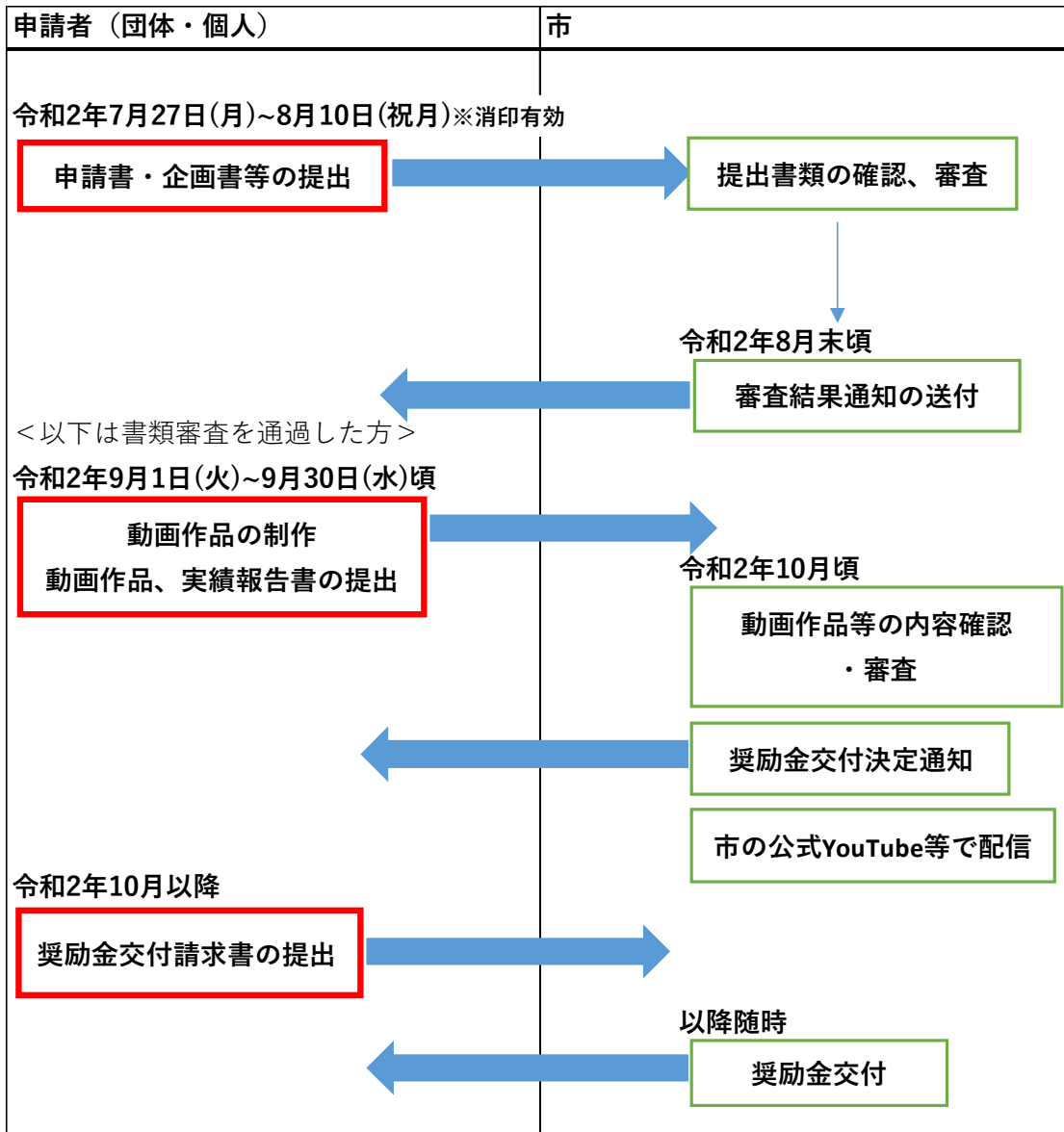
さいたま市 文化振興課

電 話：048-829-1226

E-mail: bunka-shinko@city.saitama.lg.jp

※新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、時差出勤や在宅勤務等を併用しているため、可能な限り Eメールで問い合わせいただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

<手続きの流れ>





## さいたま市文化芸術活動支援「つながろうさいたまアートプロジェクト」応募規約

本事業の応募に当たっては、募集要項及び本応募規約をお読みいただき、同意の上でご応募ください。

### 1 動画作品の権利、使用取扱い

- (1) 応募作品（以下「作品」という。）の著作権は、全て応募者に帰属します。ただし、さいたま市（以下「本市」という。）は、本事業の広報、記録、報告等のために必要な範囲で、作品を無償かつ通知を要せずに無期限で利用できるものとします。なお、本市の利用に当たり、応募者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (2) 作品には、配信環境等の技術的制約により、解像度その他に補正が加えられる場合があります。
- (3) 配信された作品の制作者の名称等の情報は、本市において事業の広報等のために利用させていただく場合があります。
- (4) 作品は、今後本市が実施する事業において使用する可能性があります。

### 2 個人情報の取り扱い

申請書、企画書及び資料に記載され、本市が取得した個人情報は本市の個人情報の保護に関する規定に従って、適正に管理いたします。ただし、本事業の実施のため、外部有識者に取得した個人情報を提供することがあります。また、本事業に関するアンケートや本市の事業について連絡をさせていただく場合があります。

### 3 その他

- (1) 作品について、第三者から権利侵害、損害賠償請求等の主張ないし請求があった場合、応募者の責任と負担で解決するものとし、本市は一切の責任を負いません。
- (2) 採否にかかわらず、応募に係る費用については、全て応募者の負担とします。なお、使用楽曲の著作権対応等も各自で適切に行ってください。
- (3) 動画共有サービス「YouTube」のコミュニティガイドラインを順守してください。
- (4) 提出書類等については、一切返却いたしません。
- (5) 奨励金の交付後に、虚偽の申告等募集要項及び本応募規約の規定に違反していることが判明した場合は、交付した奨励金を返還していただくことがあります。
- (6) 応募後、連絡先や住所等を変更した場合は、速やかにご連絡ください。
- (7) 転居等により連絡先が不明の場合は、採択を取り消す場合があります。
- (8) 審査結果内容等に関する問合せには一切応じられません。